

# 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 〈新型ユニット型特養 空床利用型〉 亀岡友愛園 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（京都府指定 事業者番号 第2671600019号）

当事業所は、契約者(以下、利用者という)に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容など、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 運営の方針

- (1) 当事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能並びにその家族の介護負担の軽減を図る。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 2. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 友愛会
代表者 役職・氏名	理事長 前渕 功
所在地	(住所) 〒621-0251 京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12
法人設立年月日	1973年(昭和48年)1月5日
当法人 の事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者あんしんサポートハウス</li> <li>2. 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）</li> <li>3. ショートステイ（介護予防・ユニット型）短期入所生活介護</li> <li>4. デイ（第1号通所型）通所介護</li> <li>5. ホームヘルプ（第1号訪問型）訪問介護</li> <li>6. 居宅介護支援事業所</li> <li>7. 地域包括支援センター（介護予防支援）</li> <li>8. 地域密着型サービス 『すずらん』（認知症対応型共同生活介護） （小規模多機能型居宅介護）</li> </ol>

### 3. 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	亀岡友愛園
事業所所在地	(住所) 〒621-0251 京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉11
連絡先	(TEL) 0771-26-2115 (FAX) 0771-26-3557
管理者の氏名	栗田 一平
利用定員	6名(介護予防短期入所生活介護を含む)

#### (2) 事業所の職員体制

職 種	配置	指定基準
1. 施設長(管理者)	1人	1人(常勤専従)
2. 介護職員	2以上	2以上(常勤換算)
3. 生活相談員	1人以上	1人以上(常勤専従1人以上)
4. 看護職員	3人以上	3人以上(常勤1人以上、機能訓練指導員と兼務)
5. 機能訓練指導員	2人以上	2人以上(看護職員、理学療法士兼務含む)
6. 介護支援専門員	1人以上	1人以上
7. 医師	1人	1人(委託)
8. 管理栄養士	1人以上	1人以上(常勤専従1人以上)

指定基準配置職員数は常勤換算値を示します(当園施設数には非常勤職員も含まれます)。

#### (3) 事業所の勤務体制

職種	勤務体制			
1. 医師 内科医	毎週水曜日	14:00	~	16:00
2. 介護職員	7:00	~	17:00	早出
	8:00	~	18:00	日勤
	10:00	~	20:00	遅出
	11:00	~	20:00	遅出
	18:00	~	9:00	夜勤
	22:00	~	8:00	夜勤 I
3. 生活相談員	9:00	~	18:00	
4. 機能訓練指導員 (看護職員、理学療法士兼務)	8:00	~	17:00	
	9:30	~	18:30	
5. 管理栄養士	9:00	~	18:00	

#### (4) 事業所の設備の概要

居室・設備種類	室数	備考
多床室（4人部屋）	1室（4床）	
個室	2室（2床）/50室（50床）	50室（50床）はユニット型
定員	6名	
静養室	1室	
医務室	1室	
共同生活談話室	1室	
機能訓練室	1室	
キッチン	6ヶ所	ユニット型含む
浴室	5室	特殊浴（機械浴）と家庭用個浴があります。

#### 4. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容

- ①居室の提供
- ②食事（朝8時・昼12時・夕18時）
- ③入浴（入浴回数については利用日数により変わります。※体調不良により入浴できない場合があります。）
- ④介護（日常生活上必要な介助）
- ⑤機能訓練（日常生活動作※ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します）
- ⑥生活相談
- ⑦健康管理
- ⑧レクリエーション等
- ⑨送迎 お迎えは施設を9：30に出発します。お送りは施設を17：00に出発します。

#### 5. 利用料金

- ★別紙【利用料金表】をご参照下さい。
  - ★短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡しいたしますのでお支払いください。また、月末締めの一括清算も可能です。
- 《お支払方法》は、次の3通りの中から、契約時に選んでいただきます。

★現金(亀岡友愛園窓口)

★口座自動引落(郵便局, JA)(口座引き落とし日は翌月の18日です。)

★振り込み

※振込手数料は、ご利用者のご負担となります。

## 6. 事業所の特徴等

### 《サービス利用に当たって》

	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束	×	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません
変更・追加の申し込み方法	○	担当ケアマネよりサービス相談窓口にお申し込みください

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

★ケアプラン作成依頼をされている居宅介護支援事業者を通してお申し込み下さい。

★利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、利用の予約は2ヶ月前からできます。

※ 利用者が当事業所へ直接お申し込みいただくこともできます。ただし、他の利用者の兼ね合いの都合で、予約出来ない場合があります。

### (2) 医療情報提供のお願い

★新規の利用の方には、介護サービス共通診断書の提出をお願いいたします。

★継続利用の方においても、身体状況の変化などに応じて、医師の診療情報提供書の提出をお願いする場合があります。

### (3) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

★実際に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用中ではなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

## ② 当事業所の都合でサービス提供を終了する場合

★やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

## ③ 自動終了

★以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設等に入所された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

## ④ その他

### 《利用者から利用契約を終了できるケース》

- ★当園が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ★守秘義務に反した場合
- ★当法人が破産した場合

### 《事業所から利用契約を終了できるケース》

- ★利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合
- ★利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ★利用者や家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ★やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知する

## 8. サービスご利用に当たってのお願い

利用者は、本施設の利用に当たり、次の各号に掲げる事項に留意をお願いします。

### (1) 面会

面会時間は、10:00～17:30です。

### (2) 外出

契約代理人などの対応での引率による外出は可能です。

### (3) 設備・器具の利用

テレビの貸出あります。

要冷蔵（凍）食品は施設で保管させていただきます。

#### （４）金銭・貴重品の管理

貴重品の持ち込みはご遠慮ください。万一紛失等の事故が発生した場合は、責任を負いかねる場合がございます。

#### （５）預かり品

入れ歯、補聴器、メガネ、杖、補装具等の介護用品、靴、保険証書、薬等、依頼頂きましたら園でお預かりいたします。

#### （６）持ち物

全ての持ち物・衣類には、必ず見える所にお名前をお書き下さい。お名前が無い場合は、こちらで書かせて頂きます。尚、名前の無い持ち物の紛失に関しては、責任を負いかねますのでご了承ください。持ち物チェック表以外のお荷物のチェックは出来ませんので、貴重な衣類等のご持参はご遠慮頂きますようお願い致します。

#### （７）洗濯

失禁等で汚れた場合を除き、原則として洗濯は行いませんのである程度の着替えの用意をお願い致します。利用日数によってはこれに限りません。

#### （８）体調確認

体調に変化があった場合は、送迎時に職員等にお伝え下さい。

#### （９）体調不良によるサービス・中止変更

★健康チェック（血圧・体温・脈拍などの測定）により、入浴などのサービスの中止や変更をする事があります。

★利用期間中に体調不良があった場合は、受診対応をお願い致します。

#### （１０）服薬等について

薬の内容（処方箋）の分かるものを必ずご持参下さい。また、変更があった場合は当園にご連絡下さい。

#### （１１）処置について

★ 処置に必要な物品は、一式ご持参下さい。（入浴時に使用するフィルム、ガーゼ、軟膏、テープ類。及び主治医より指示のあった湿疹等の軟膏類。）

★ 褥瘡・その他の傷の処置については、縫合してある場合は、主治医よ

り入浴についての指示を受けて下さい。その他の傷については、入浴手段考慮し可能な限り入浴して頂くようにしていますが、傷の悪化が認められる時は受診をお勧めする場合があります。

★ 施設外での受診は、原則としてご家族で受診対応をお願い致します。当園は医療機関ではありませんので、治療等についてはかかりつけの医師にご相談下さい。

(12) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力をお願いします。

(13) 指定した場所以外での火気の手扱い、施設、設備の破損、その他施設の秩序を乱し、又は安全衛生を害しないようお願いします。

(14) 他の利用者への迷惑行為はしないようお願いします。

## 9. 緊急時の対応方法

★ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者等は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

主治医欄	医療機関		電話	
	主治医		携帯	
①ご家族欄	氏名		電話	
	続柄		携帯	
②ご家族欄	氏名		電話	
	続柄		携帯	

## 10. 事故発生時の対応方法について

- ★ 利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ★ 利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 感染症や非常災害対策

防災時の対応	非常災害時には、当園職員が避難誘導致します。
防災設備	全館スプリンクラー他完備
防災訓練	シミュレーション訓練も含め年2回以上実施しています。
防火権限者	理事長 前瀧 功

- ★訓練実施に当たっては、地域住民の参加がえられるよう法人内連携に努めます。
- ★従業者は感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため研修並びに感染症の予防、まん延防止のための訓練を実施する。

## 12. 当園が提供するサービスについての相談窓口

電話	0771-26-2115
窓口	川村健司
営業日	年中無休
受付時間	月曜日～日曜日 9:00～18:00

## 13. サービス内容に関する相談・苦情

当園ご利用相談・苦情担当 受付；9：00～18：00

電話	0771-26-2115
苦情受付窓口	川村健司
苦情解決責任者	栗田一平
第三者委員	兒島正晴 氏 0771-26-3157 樹山 源次郎 氏 0771-23-3913

その他当園以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

亀岡市健康福祉部 高齢福祉課	【所在地】 亀岡市安町野々神8 【電話番号】 0771-25-5182 【受付時間】 8:30～17:00 (月～金)
京都府国民健康保険 団体連合会 苦情 処理窓口	【所在地】 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 【電話番号】 075-354-9090 【受付時間】 9:00～17:00 (土・日・祝日は除く)

## 14. 身体拘束について

★ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次の①②③に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ① 緊急性 ⇒ 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性⇒ 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性 ⇒ 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 15. 守秘義務等

- (1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 16. その他施設の運営に関する重要事項

- (1) 本施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次の通り確保します。
  1. 採用時研修 採用後 基本 3 カ月以内
  2. 継続研修 年 2 回以上
  3. 認知症介護に係る基礎的な研修履修（法第 8 条 2 項に規定する法令で定める資格を有するものを除く）
  4. 虐待防止予防のための定期的な研修
- (2) 本施設は、利用者の個人情報取り扱いに関する体制、基本ルールを策定し保有する情報管理に関する施設の社会的責任を果たします。
- (3) 本施設は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置するとともにその職員に対し研修を実施することとします。
- (4) 施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進し、安全対策担当者を定め、組織的な安全対策体制の整備を行います。
- (5) 当園では適切な高齢者生活支援を支える観点から、職場において行われる性的及び優越的な関係を背景にした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するために、指針にもとづき雇用を管理します。

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

《事業者》

所在地 〒621-0251 京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12  
名称 社会福祉法人 友愛会

【説明者】 所属 亀岡友愛園

名前 \_\_\_\_\_ (印)

私は、事業者から短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等においても私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

《利用者》

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ (印)

《代筆者》

住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ (印)